

(延滞金の減免)

第9条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、延滞金額を減免することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者が震災、風水害、火災その他これに類する災害又は盗難により損害を受けた場合で、事情やむを得ないと認められるとき。
- (2) 納税者又はその同居の親族が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき。
- (3) 納税者又はその親族が重傷を受け、又は疾病にかかり、若しくは死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業について多大な損害を受け、事情やむを得ないと認められるとき。
- (5) 納税者が失職等により事情やむを得ないと認められるとき。
- (6) 納税者又は特別徴収義務者が解散し、又は破産手続開始の決定を受けた場合で、事情やむを得ないと認められるとき。
- (7) 納税者又は特別徴収義務者が法令その他により身体を拘束されたため、納税することができなかった事情があると認められるとき。
- (8) 納税者又は特別徴収義務者が賦課に関する審査請求又は出訴により課税額について更正がなされたとき。ただし、審査請求又は出訴の日からその裁決書又は判決書発送の日以後10日までの期間に対する延滞金額に限る。
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に市長が減免の必要を認めたとき。

2 前項の規定により延滞金額の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書にその理由を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。